

「堤根余熱利用市民施設整備の検討に関する サウンディング調査」実施要領

平成31年4月

川崎市環境局減量推進課

目次

1 調査の対象施設	p 3
2 調査の概要	p 3
(1) 調査の目的	
(2) 調査の進め方	
(3) 施設の概要	
ア 敷地	
イ 建物	
(4) 整備・活用の基本的な考え方	
(5) 現時点での想定スケジュール（建替えを想定した場合）	
3 調査の詳細	p 5
(1) 対象者	
(2) 調査にあたっての前提条件	
ア 事業用地の概要	
イ 事業方式	
ウ 事業内容	
(ア) 考え方	
(イ) プール機能	
(ウ) 付加価値施設	
(エ) 利用料金	
エ 建築条件	
(ア) 全般	
(イ) 諸室等	
(ウ) バリアフリー機能	
(エ) 機械設備	
(オ) 外構関係	
(カ) インフラ設備等	
オ 施設の運営データ	
(3) 主な対話項目	
ア 事業用地の評価	
イ 事業内容	
ウ 大規模改修と建替えの比較	
エ 事業方式	
オ 管理・運営方法	
カ 事業費	
キ 建築にあたっての諸条件	
ク その他土地及び施設の有効活用に関する提案	
4 サウンディングの実施方法	p 11
(1) 説明会、現地見学会（参加希望者のみ）	

(2) サウンディング調査への参加申込について

5 留意事項 p 1 2

(1) 参加の扱い

(2) 費用、説明資料の提出

(3) 追加対話への協力

(4) 参加事業者間の情報共有への協力

(5) 実施結果の公表

(6) 参加除外条件

6 連絡先 p 1 3

参考資料 p 1 4

1 調査の対象施設

川崎市堤根余熱利用市民施設（川崎市川崎区堤根 73 番 1）

2 調査の概要

（1）調査の目的

堤根余熱利用市民施設（以下、「ヨネッティー堤根」という。）は、川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年 12 月 26 日条例第 35 号）に基づき設置しています。

設置目的

- ①市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与する
- ②ごみ焼却に伴う余熱を有効活用する

また、堤根処理センター設置に伴う地域還元施設という側面もあります。

ヨネッティー堤根は、1982（昭和 57）年 3 月に竣工、運用を開始しました。地域に定着し、一定の利用者がある一方、2019（平成 31）年現在、築 37 年が経過し、施設の老朽化が顕著になってきており、施設機能の維持、保全や修繕等の施設管理の問題が生じています。

また、余熱の供給元である堤根処理センターは、1979（昭和 54）年に稼働開始、現在築 39 年が経過しているため、2023 年に稼働を停止し、「今後のごみ焼却処理施設の整備方針（平成 23 年 10 月策定）」に基づき建替工事を実施する予定で、堤根処理センターが再稼働するまでの約 10 年間は余熱利用が出来ない状況となります。

こうしたことから、

- ①堤根処理センター建替期間中のヨネッティー堤根の運営の継続
- ②整備及び管理運営費用の効率化を図る

の 2 点を整備方針として、主に次の事項について、民間事業者等との対話や意見交換を通じて検討を行います。

検討事項

- ①施設の建替え、または、大規模改修のいずれかによるプール事業の継続方法
- ②民間事業者の提案による収益事業の付加の可能性
- ③整備・運営を一体で民間事業者が行うことによる事業全体の費用対効果向上の可能性

(2) 調査の進め方

日程（予定）	内容
2019 年 4 月 15 日（月）	対話実施の公表
2019 年 5 月 7 日（火）	説明会参加締切
2019 年 5 月 9 日（木）	説明会（現地案内含む）
2019 年 5 月 13 日（月） ～ 5 月 24 日（金）	参加申込受付
2019 年 6 月 10 日（月） ～ 6 月 28 日（金）	対話・意見交換の実施
2019 年 7 月下旬～ 8 月上旬	実施結果概要の公表

(3) 既存施設の概要

ア 敷地

所在及びアクセス	川崎市川崎区堤根 73 番 1 ・ JR 川崎駅から徒歩約 17 分 ・ JR 尻手駅から徒歩約 12 分 ・ JR 八丁綴駅から徒歩約 7 分 駐車場：13 台分
敷地面積	5,471.26 m ²
都市計画による制限	用途地域：準工業地域 建蔽率／容積率：60％／200％
現況	ヨネッティー堤根温水プール老人休養施設が現存

イ 建物

構造	鉄骨造
延面積	1,692.93 m ²
竣工	昭和 57 年 3 月

※詳細は、参考資料を参照。

(4) 整備・活用の基本的な考え方

ヨネッティー堤根は、温水プール及び老人休養施設の利用者をあわせて年間約 12 万人超が利用する地域に親しまれた施設であり、将来にわたっても一定の需要が見込まれる施設です。ヨネッティー堤根における整備の前提条件は、次のとおりとします。

整備に当たっての前提条件

- ① 建替え、または、大規模改修のいずれかによりプール事業を継続する
- ② 堤根処理センターの建替え期間中も、ヨネッティー堤根の運営を継続する※1
(ヨネッティー堤根の建替えまたは大規模改修中は休館とする)
- ③ 付加価値施設の設置を積極的に検討する※2

なお、整備の手法については、建替え、大規模改修いずれの方法も可能とし、事業方式は、PFI方式を含め、現時点では制限を設けないものとします。

※1 堤根処理センター竣工後は、余熱を無償で供給しますが、堤根処理センターの定期的な整備や将来的な基幹整備を踏まえ、ヨネッティー堤根にボイラー等を設置し、堤根処理センターの建替え期間中に営業を再開するものとします。

※2 付加価値施設とは、余熱を活用できる施設で、例えば温浴施設などが考えられます。

(5) 現時点での想定スケジュール（建替えを想定した場合）

年度 (平成)	2018 (30)	2019 (31)	2020 (32)	2021 (33)	2022 (34)	2023 (35)	2024 (36)	2025 (37)	2026 (38)	2027 (39)	=	2032 (44)	2033 (45)
堤根処理 センター	稼動				休止●	解体・建設工事							●稼動
					余熱供給停止								余熱供給再開
ヨネッティー 堤根	蒸気利用										ボイラー等（6年）		蒸気利用
	運営				休館●	解体 (1年)	整備期間（2～3年）				●開館	運営	
	サウンディング調査		業者選定		計画・設計・法的手続								

3 調査の詳細

(1) 対象者

ヨネッティー堤根の整備（建替え、大規模改修を含む）及び施設運営（プール及び付加価値施設を含める）に事業参画の可能性がある法人又は法人のグループ（以下、「法人等」という。）。

※整備全体ではなく、建物の新設、既存施設の改修、施設の運営・維持管理など、事業の一部に関して参画の可能性がある法人等も対象とします。また、将来の事業実施に当たっては、JV方式（joint venture）も可能とします。

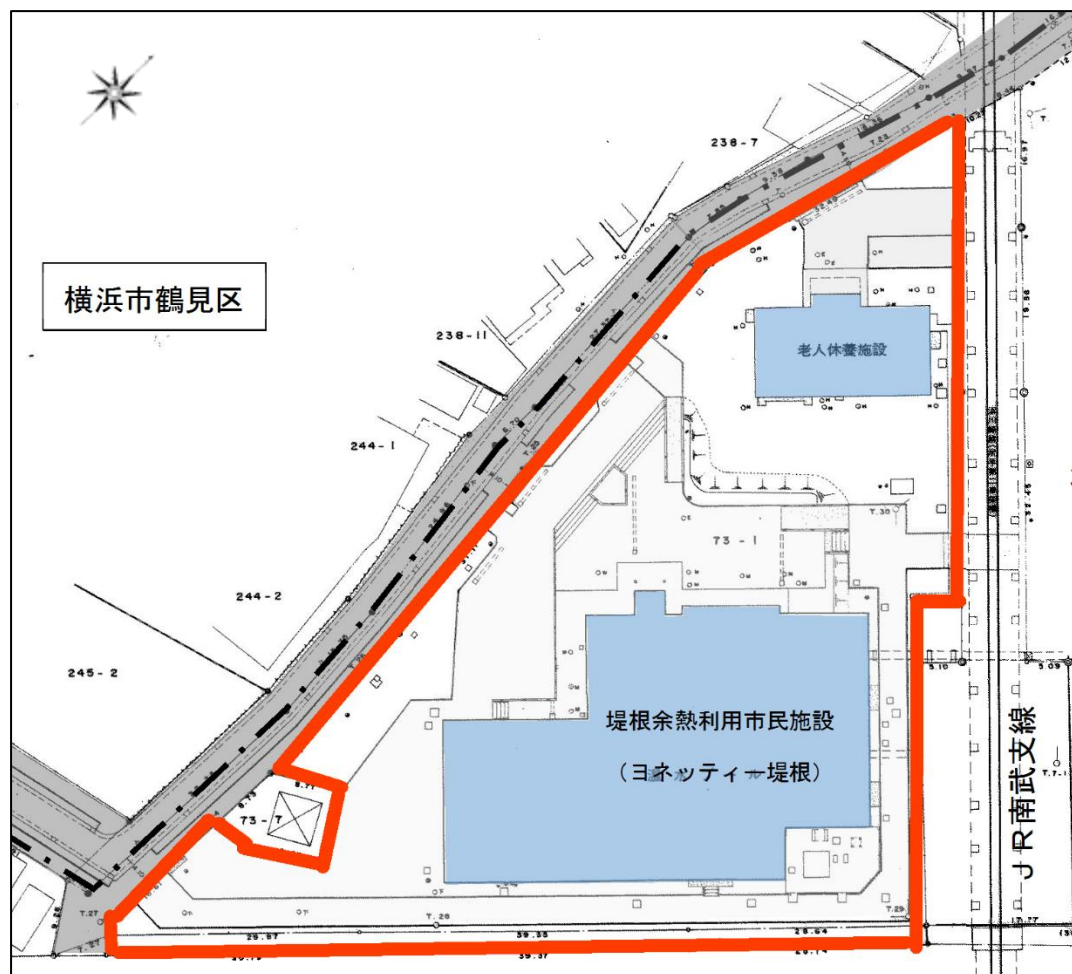
(2) 調査にあたっての前提条件

以下に、現在検討中の前提条件を示します。なお、前提条件はあくまで現時点における想定であり、これに対する事業者からの意見・要望等は妨げないものとします。

ア 事業用地の概要

本事業に伴う整備範囲は、線で囲まれた範囲（5,471.26 m²）を基本とします。建物の高さについて、最高高さ 20mを限度とする用途地域のため、ヨネッティー堤根が地域還元施設と

いう側面を踏まえ、周囲への影響を十分配慮し計画することとします。特に敷地の北側は住宅地となっていることから、建物配置、近隣の建物との離隔距離や日影による影響を考慮し、周囲環境等に配慮した計画とすることとします。



イ 事業方式

- ・事業用地については、市と法人等が事業用定期借地契約を締結し、法人等が事業用地を借り受け、事業を行うことも可能とします。
- ・事業者が行うものとして、施設の整備※・運営・維持管理及び敷地全体の維持管理を想定しています。
※新たに施設を建替えだけでなく、大規模改修等による既存施設の活用も含みます。
- ・建替えの場合、既存建物については市で解体・撤去を行い、更地の状態で引き渡すこととします。
- ・事業手法は、現時点での制約はありませんので、最も効果的な手法を示してください。

ウ 事業内容

(ア) 考え方

ヨネッティヤ堤根は、市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効活用することを目的に、堤根処理センターの地域還元施設として運営してきたことを鑑み、プールをはじめとする余熱を活用した施設を整備するとともに、多世代が利用できることを念頭に事業を検討するものとします。

(イ) プール機能

- ・プールについては相当数の利用者がいるため、必ず継続すること。
- ・メインのプールについては、現状と同等以上の大きさ（既存：6 レーン、25m）以上を確保すること。
- ・プールの形状や深さ等については、想定されるプール教室や自由遊泳等の利用を考慮し決定すること。
- ・現状の利用者数やプール教室等の利用を考慮し、プールサイドは十分な広さを確保すること。
- ・メインのプールとは別に、幼児用プールを設けること。ただし、現状の幼児の利用者数を考慮し、広さ及び機能を確保すること。
- ・身障者等の利用も考慮し、円滑に水に出入り可能な設備等を整備すること。
- ・プール機能に付随する設備（採暖室、休憩スペース等）を設けること。付随する設備の種類と設置数は提案（ただし、採暖室は必須とする。）としますが、幼児・児童向けの機能を除き、原則、利用者全てが利用可能なものとし、利用制限等を伴うものは極力避けること。

(ウ) 付加価値施設

- ・ヨネッティー堤根の設置目的に沿った付加価値施設を設けることを可能とします。
- ・付加価値施設は余熱を活用できる施設で、例えば温浴施設などが考えられます。
- ・付加価値施設については、収益性が見込まれるものも可とします。
- ・現施設には、プールの他に老人休養施設があります。

(エ) 利用料金

- ・現在のプールの利用料金は、1 時間あたり大人 220 円、子ども 50 円です。運営コスト等に基づいて、条例で新たに利用料金を定めることが可能です。
- ・付加価値施設を設ける場合の利用料金は、上記とは別に設定することも可能とし、例えばプール利用とのセット料金なども可能とします。

エ 建築条件

(ア) 全般

- ・建物の高さの計画において、最高高さ 20m を限度とする用途地域のため、周囲への影響を十分配慮し計画すること。
- ・建物配置、近隣の建物との離隔距離や日影による影響を考慮し、周囲環境等に配慮した計画とすること。
- ・「かわさき資産マネジメントカルテ（平成 26 年 3 月策定）[財政局資産管理部資産運用課]」に基づき、建物の耐久性を十分有するものとし、建物の長寿命化及び耐震性を考慮した構造及び仕上げを選定すること。
- ・建物内部の仕上げ材の選定においては、塩素、湿気や水掛かりに留意し選定すること。
- ・鉄道線路、送電線への影響を十分に考慮し、建物との離隔距離や安全性を確保するとともに

に、鉄道運行及び送電事業に支障が生じない配置計画とすること。鉄道事業者及び電気事業者から指示があった場合はそれに従うこと。

- ・「かわさきハザードマップ」を参考に、津波、多摩川及び鶴見川氾濫による浸水等による影響を考慮し、建物の床レベルや建物内の機器類の配置計画を行うこと。
- ・住宅等が隣接していることから、利用者動線（施設出入口）、建物の開口位置や大きさ、住宅側の諸室等の配置については十分考慮すること。

（イ）諸室等

- ・既存施設と同程度の機能を持った諸室を有すること。現状の利用者数を考慮し、十分な広さを確保すること。
- ・「市民の健康増進」、「文化の向上」、「環境保全意識の向上」のいずれかに資するものとします。
- ・上記の代替機能の種類と設置数は提案としますが、プール機能との分離が望ましい機能の場合は、プール施設との動線が交わらない計画とすること。
- ・施設が2階建て以上の計画となる場合は昇降機設備を設けること。
- ・売店機能及びスペースを整備すること。販売品目は現在ロビー等で販売している品物（水着等）と同等を想定しますが、利用者の利便性、サービス性を向上するものを付加しても構いません。

（ウ）バリアフリー機能

- ・川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年7月1日条例第36号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）を順守するとともに、身障者が施設を支障なく利用できるための設備及び機能を十分に備えること。

（エ）機械設備

- ・ボイラー等については、堤根処理センターの再稼働までの期間以外にも、堤根処理センターの全休炉、基幹整備等による蒸気の供給が停止する期間においてもボイラー等を稼働することを鑑み、耐久性や維持管理性を考慮し、常設の機器として扱う計画とすること。

（オ）外構関係

- ・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年12月24日条例第49号）に基づいた植栽計画とするとともに、公共施設としての先導的役割から緑化面積率を20%以上確保すること。また、植栽の成長を見込み、鉄道路線、送電線などに支障がない植栽計画としたうえで、剪定等の維持管理を考慮すること。
- ・駐車場の設置にあたっては、敷地前面道路（堤根1号線）が狭隘であり、生活道路であることを考慮すること。身障者駐車場及び施設管理用車両の駐車場を施設内に確保すること。駐車場は現在13台分設けています。敷地面積の制約等からこの台数となっています。
- ・敷地前面道路（堤根1号線）は近隣住民の生活道路であることから、車両の敷地への出入りに際し安全性を十分確保できる計画とする。

- ・川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例（平成 17 年 3 月 24 日条例第 19 号）に基づき駐輪上を設けること。なお、駐輪台数は川崎市自転車等の駐輪場の附置等に関する条例で求められる台数以上かつ既存の利用実績から必要と想定される台数以上とする。また、条例による附置台数は施設面積により異なるため、以下に主な留意点を示す。
 - a. プール施設は、別表区分 5 スポーツ施設に該当（条例第 3 条第 1 項）
 - b. 500 m²を超える施設が該当（条例第 3 条第 1 項）
 - c. 25 m²に 1 台（条例第 3 条第 2 項）
 - d. 仮に 2,100 m²であれば 84 台
 - e. 自転車等駐車場の駐車台数 1 台の面積は、おおむね 1 m²とする。（同条施行規則第 2 条第 3 項）
- ・川崎市福祉のまちづくり条例を順守するとともに、敷地内通路の高低差は最低限に抑え、円滑な移動が可能な計画とする。
- ・東電送電線下は地役権が設定されていることから、施設配置を含め外構計画には十分留意すること。
- ・建物周囲は、通常の施設管理、メンテナンス、基幹整備やプール槽の入替え等を考慮し、車両の寄付きが可能となるよう十分な構内通路を設けること。
- ・敷地周囲はフェンス及び門扉を設けること。
- ・日常のプール事業の運営において、堤根処理センターへの出入りは行わないが、蒸気管や電源設備等の維持管理やメンテナンスを行う際は、南武支線高架下の一部敷地も含め、堤根処理センターへの出入りを行うことを想定し、外構計画を行うこと。
- ・延べ面積により、駐車場附置義務条例による制約が異なるため、以下に主な留意点を示す。
 - a. プール施設は、特定用途（体育館）に該当
 - b. 2,000 m²を超える建築物が該当（条例第 4 条第 1 項 2 号）
 - c. 300 m²に 1 台（条例第 4 条第 2 項）
 - d. 仮に 2,100 m²であれば 7 台
 - e. 駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数 1 台につき幅 2.3m 以上で奥行き 5m 以上とする。（条例第 8 条第 1 項）
 - f. 3,000 m²を超える場合、荷さばき用駐車施設を附置（条例第 6 条の 3 第 1 項）
 - g. 車室面積が 500 m²を超える場合は 6m 以上の幅員の道路、500 m²未満の場合は 4m 以上の幅員を有する道路に接すること（条例運用基準）
 - h. 道路の曲がり角（5m 以内）に出入り口の配置は不可（条例運用基準）
 - i. 駐車場出入り口は 6m 以上道路に接すること（川崎市建築基準条例第 51 条）

（カ）インフラ設備等

- ・電 気：堤根処理センターでのごみ焼却処理に伴う発電電力を無償で供給します。ただし、堤根処理センターの再稼働前（平成 45 年を予定）までは単独引き込みとします。なお、既存施設の受電においては、堤根処理センターから引き込んでいることから、堤根処理センター再稼働までの電気の引き込み場所等については、電気事業者との協議によります。

- ・水 道：現在同様単独引き込みとします。
- ・下水道：現在同様単独引き込みとします。
- ・通 信：現在同様単独引き込みとします。
- ・蒸 気：堤根処理センターでのごみ焼却処理に伴う余熱（蒸気）を供給します。ただし、堤根処理センターの再稼働前（平成 45 年）まではボイラー等を使用し、運用することとします。

オ 施設の運営データ

現施設の概要及びこれまでの「利用者数」、「収支決算額」、「光熱水費」については、参考資料を参照してください。

なお、収支決算額については、これまで「ヨネッティー堤根」と「ヨネッティー王禅寺」の 2 施設を一体として指定管理を行っているため、参考としてヨネッティー王禅寺の決算額も掲載しています。

（３）主な対話項目

ア 事業用地の評価

- ・用地の面積や周辺駅からのアクセス、居住人口などに基づいた事業用地の立地に対する評価

イ 事業内容

- ・利用者がより満足度を得られ、継続して利用いただけるようなプール施設
- ・隣接する処理センターからの余熱を活用し、利用者の満足度が向上するとともに、事業収支が向上する付加価値施設

ウ 大規模改修と建替えの比較

- ・大規模改修や建替えに係る費用以外にも、将来的な施設の維持・メンテナンス等も踏まえた比較

エ 事業方式

- ・今後整備を行うに当たって、費用対効果や民間事業者からの提案を取り入れていくための最も望ましい事業手法（P F I 手法、D B O 手法など）

※事業期間終了後の財産の取扱も含む

オ 管理・運営方法

- ・管理手法
- ・事業期間（管理運営の期間を含む）
- ・土地の賃借
- ・電力・蒸気供給の考え

カ 事業費

- ・総事業費と、市・事業者の負担割合について、可能な範囲で算出してください。金額は概算でも構いません。

キ 建築にあたっての諸条件

- ・地域還元施設として運営している側面を踏まえた、建築物の配置計画、高さ、面積等に係る計画
- ・建設に伴う各種手続き
- ・建築計画にあたって、現在の施設利用者や地域住民の意見を聞き、計画に反映する方法

ク その他土地及び施設の有効活用に関する提案

4 サウンディングの実施方法

現地見学会からサウンディングへの参加申込については、次のとおりとします。いずれも事前申込制とさせていただきます。

(1) 説明会、現地見学会（参加希望者のみ）

日 時：平成 31 年 5 月 9 日（木）15 時 30 分～

場 所：川崎市堤根余熱利用市民施設

集合場所：川崎市環境局堤根処理センター 5 階会議室

内 容：実施要領の説明を行った後、現地の見学を行います。なお、堤根余熱利用市民施設は現在も使用している施設のため、一部見学できない場所もあります。

申込期間：平成 31 年 4 月 15 日（月）～5 月 7（火）

申込方法：参加希望者は、様式 1「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、「6 連絡先」記載の E メールアドレスに送付してください。件名は、「サウンディング説明会参加申込【事業者名】」とします。

※当日は、異業種間のコンソーシアムの形成が可能となるよう、参加者の名簿（法人名、参加者氏名、連絡先）を配布する予定です。名簿への掲載の可否について、様式 1 に記入してください。

(2) サウンディング調査への参加申込について

申込期間：平成 31 年 5 月 13 日（月）～5 月 24 日（金）

申込方法：参加希望者は、様式 2「エントリーシート」に必要事項を記入の上、「6 連絡先」記載の E メールアドレスに送付してください。件名は、「サウンディングへの参加申込【事業者名】」とします。

※異業種間のコンソーシアムの形成が可能となるよう、参加者の名簿（法人名、参加者氏名、連絡先）を対話実施日に配布する予定です。名簿への掲載の可否について、様式 2 に記入してください。

実施期間：平成 31 年 6 月 10 日（月）～28 日（金）

※実施日等の詳細については、個別に連絡させていただきます。

実施内容：団体ごとに個別で行います。15 分程度で説明いただいた後に、45 分程度意見交換を行います。個別の対話内容については、公表しません。

※当日の意見交換を円滑に実施するために、様式3「提案書」を事前に郵送またはEメールで提出してください。やむを得ず当日となってしまう場合には、10部を持参してください。なお、様式は任意のものでも構いません。

5 留意事項

(1) 参加の扱い

今後の検討に関し、対話への参加実績は優位性を持つものではありません。ただし、対話内容が独創性や創造性等が高く、提案内容を仕様書や事業計画等に反映する場合には、今後応募をいただいた際の選考の段階で、一定のインセンティブを付与する可能性があります。

(2) 費用、説明資料の提出

- ・対話への参加に係る費用は、参加された方の負担とします。
- ・対話では、説明の補足に必要な資料を使用することができます。資料等を使用する場合、対話日の前日までに「6 連絡先」記載のEメールアドレスに送付してください。件名は、「サウンディング事前資料提出【事業者名】」とします。

(3) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話を実施させていただくことがありますので、御協力をお願いします。

(4) 参加事業者間の情報共有への協力

異業種間のコンソーシアムの形成が可能となるよう、趣旨に賛同いただける方には、参加者の名簿（法人名、参加者氏名、連絡先）を配布する予定です（前述）。

(5) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・公表に当たっては、事前に内容等の確認を行う予定です。
- ・参加された法人等の名称は公表しません。

(6) 参加除外条件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 参加申込書提出時点で、本市から指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第7条に該当する者
- オ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している者
- カ 国税及び地方税を滞納している者

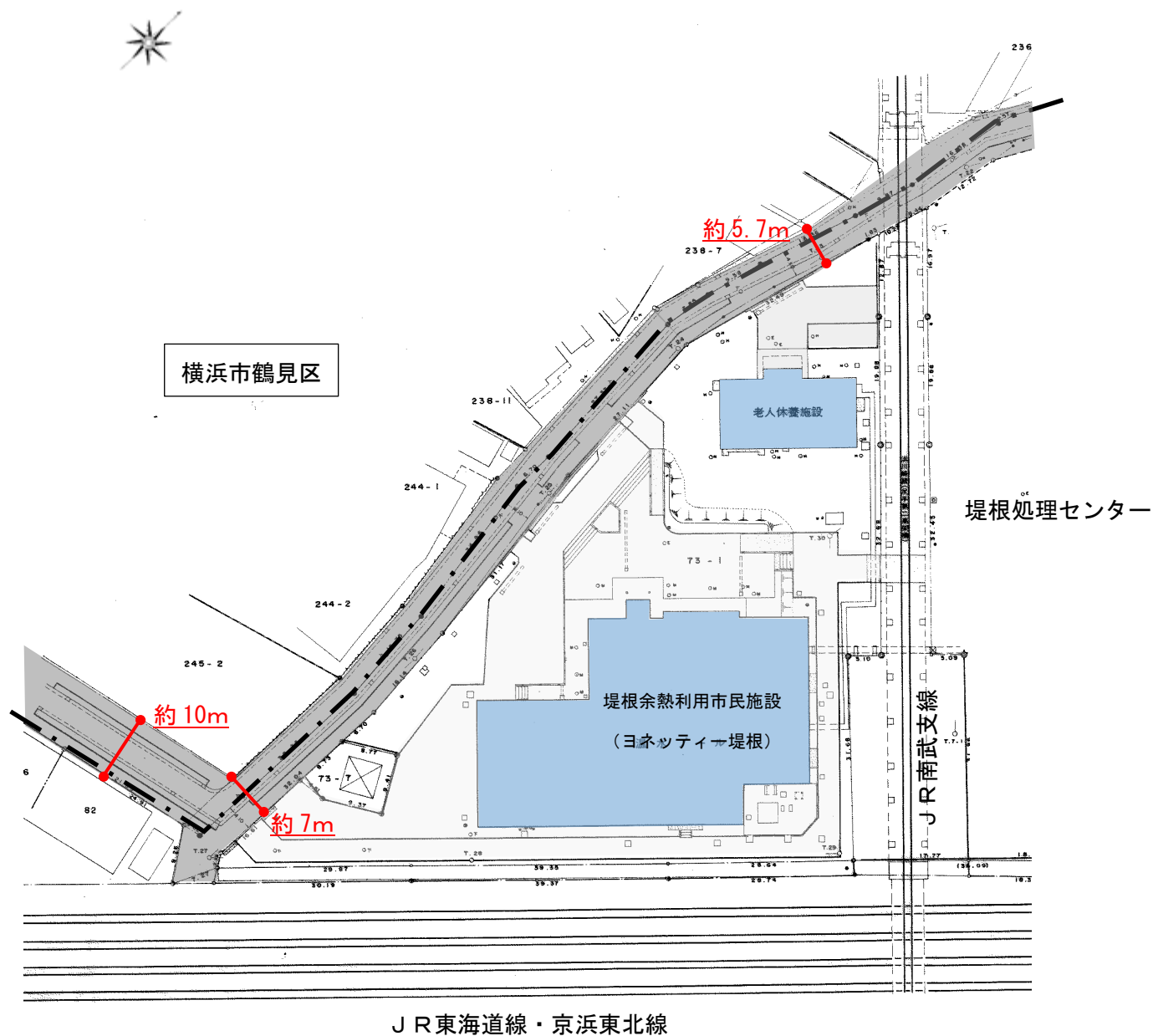
6 連絡先

川崎市環境局生活環境部減量推進課 担当：川上・真田

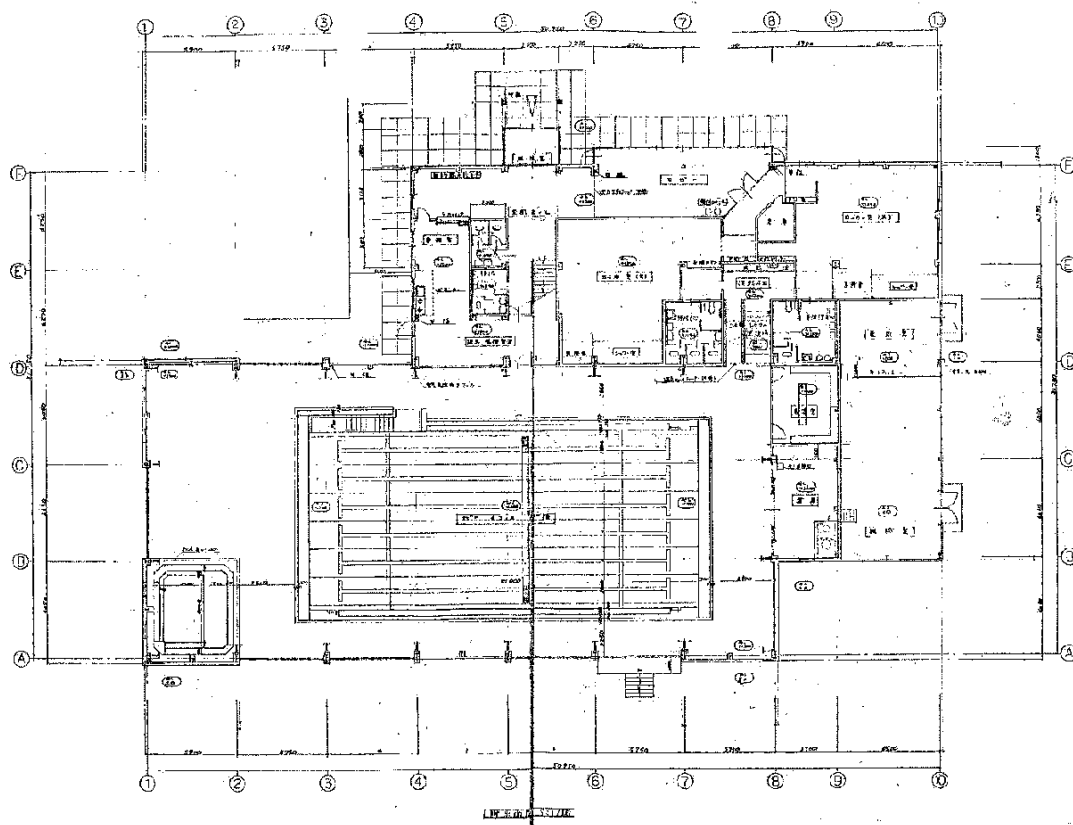
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2579

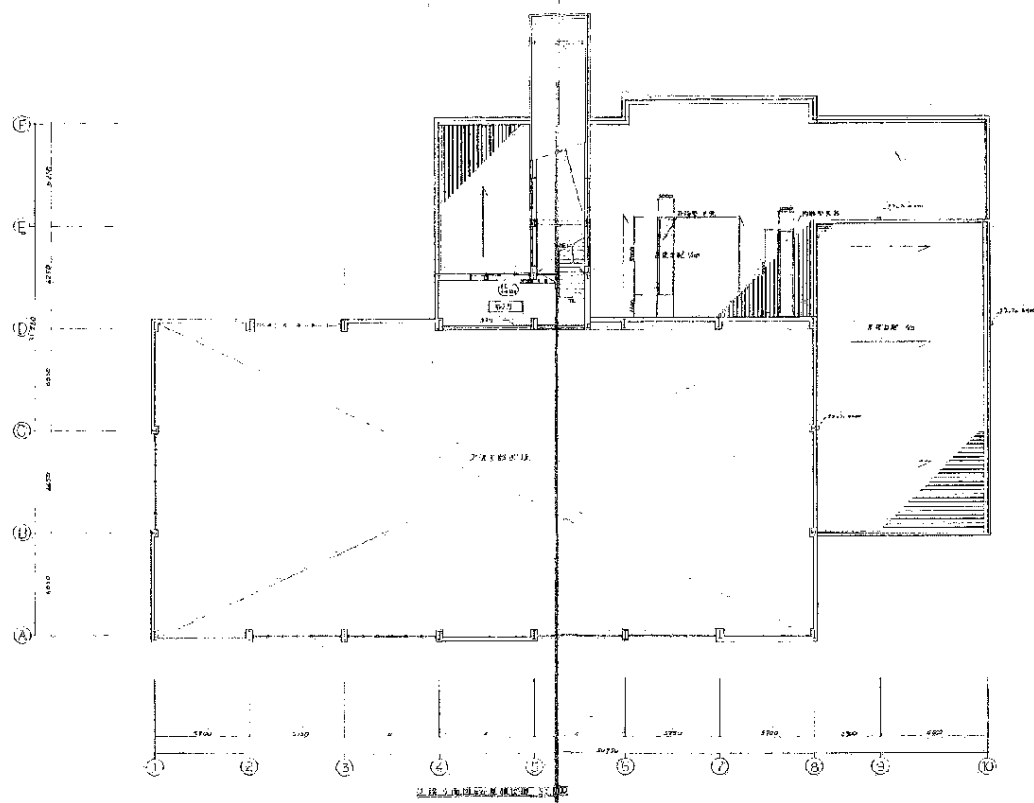
E-mail:30genryo@city.kawasaki.jp



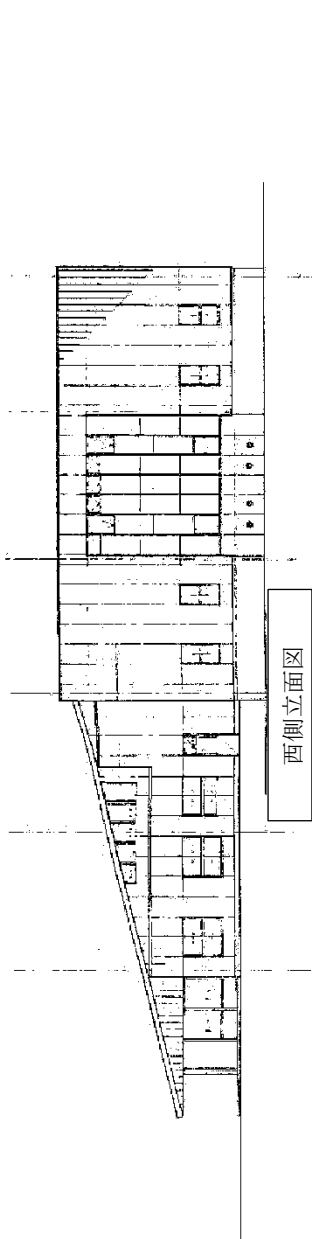
敷地平面図



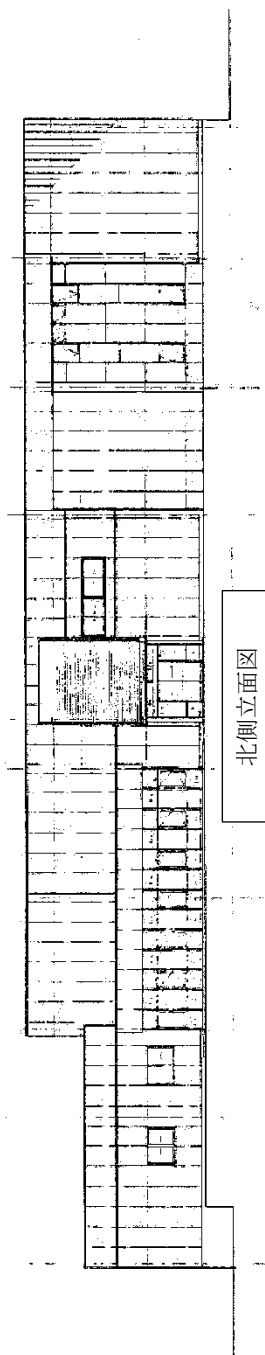
1階平面図



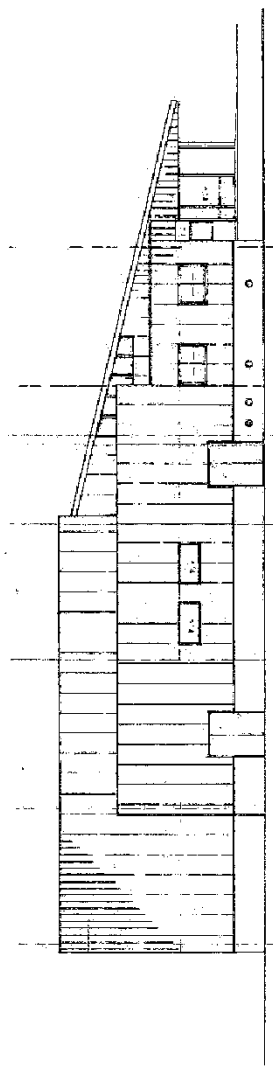
2階平面図



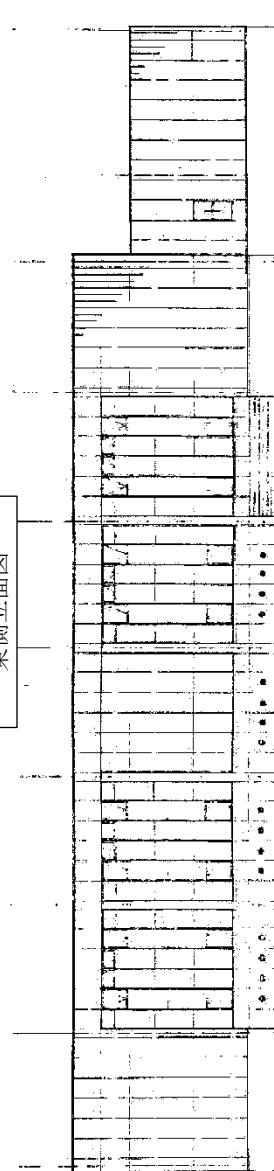
西側立面図



北側立面図



東側立面図



南側立面図

(図のサイズが大きいため、詳細は別添をご参照ください。)

ボーリング柱状図

調 査 名 梶村旭理シンタ・非営利調査委託

事業・工事名

第 1 组	5	3	3	3	2	5	2	5	0	1	0
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2. 2. 2. 2. 2.

ボーリング名	先10	調査位置				川崎川岸端で堤防5.2m地形点				北緯	35° 31' 29.6800"		
発注者名	川崎環境局建設部施設設備課				調査期間		平成30年 1月26日～平成30年 1月31日				東経	139° 41' 18.8600"	
調査業者名	ジイエル株式会社 ☎ 041-932-2771		主任技術者		寺田 晋彦 6141号	現場代理人	石川真由 19107号	コ ロ ン ナ ア 定 名	ボー リ ン グ 真 仁 孝		石川真由 19_07号		
孔口標高	TP 2.28m					使用 機 種	試錐機	KR 1C01B		ハンマー 落下用具	1日動型		
総掘進長	43.2m					度	向	地盤 勾 配	2 5 %	エンジン	クボタ 3A10-V		ポンプ

[illegible]



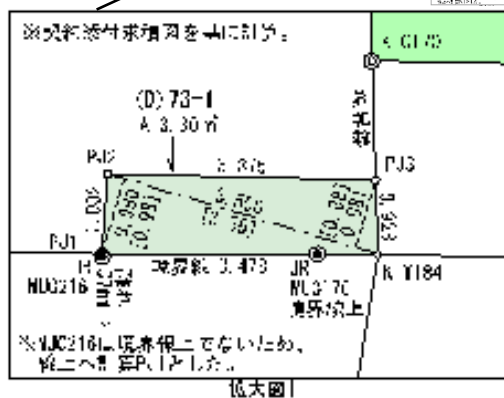
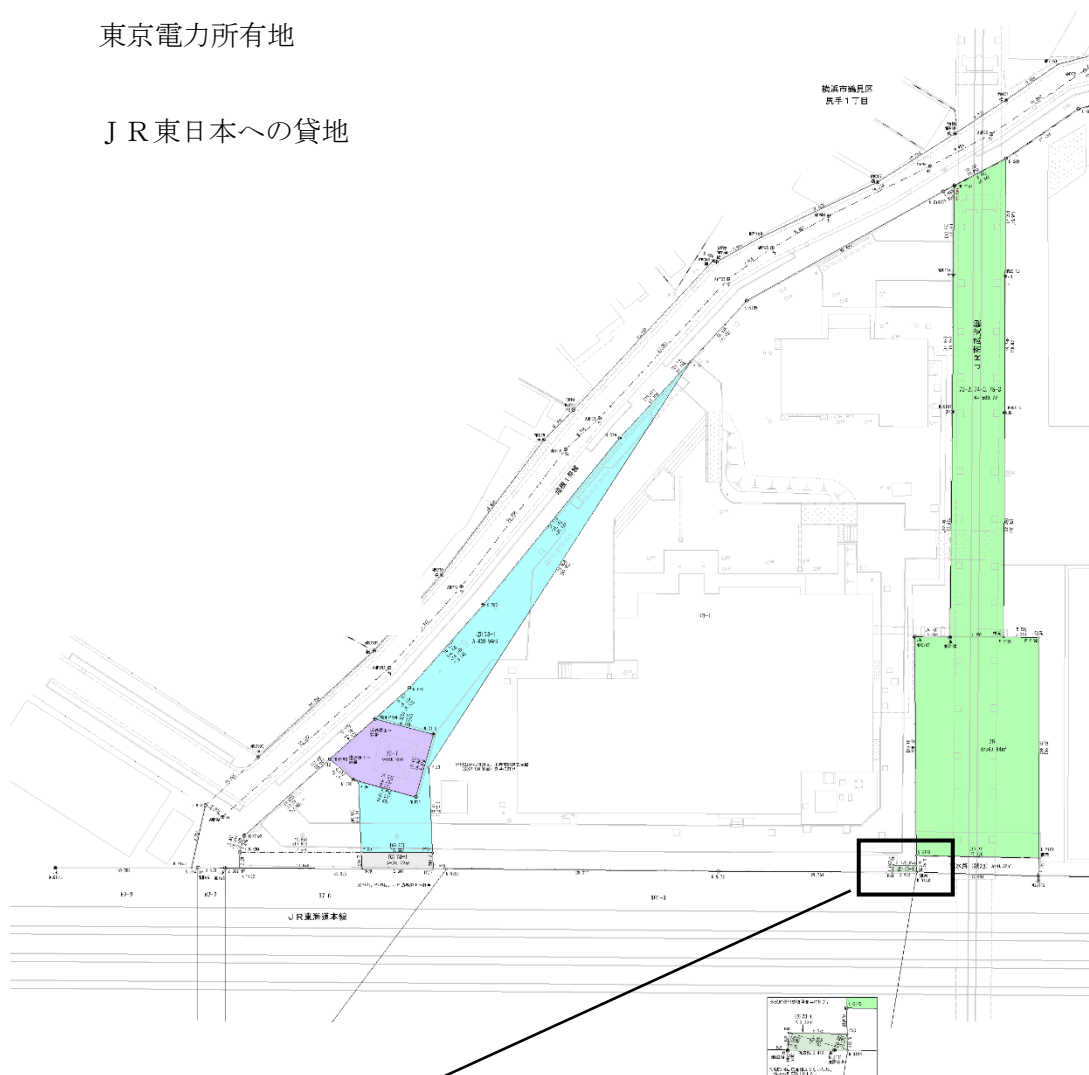
送電線下地役権設定地



東京電力所有地



J R 東日本への貸地



賃貸借用地図

現施設の概要

名 称 : 堤根余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）

所在地 : 川崎市川崎区堤根 7 3 番 1

着 工 : 1 9 8 1（昭和 5 6）年 3 月

竣 工 : 1 9 8 2（昭和 5 7）年 3 月

敷地面積 : 5,471.26 m²

建築面積 : 1,692.93 m²

施設の内容 :

①温水プール

一般用プール 25 m×6 コース 深さ 1.1～1.3m

幼児用プール 1 面 深さ 0.2～0.4m

ロッカー室、シャワー、採暖室、洗眼、救護室、監視室、事務室、ロビー等

②老人休養施設

大広間（舞台付 28 畳）、浴室、和室、ロビー

建設費 : 406,144 千円

温水プール 305,180 千円

老人休養施設 70,850 千円

その他 30,114 千円

利用料金 : ①温水プール

15 歳以上 1 時間 220 円 超過料金（30 分毎）110 円

3 歳以上 15 歳未満（中学生まで） 1 時間 50 円 超過料金（30 分毎）25 円

②老人休養施設

無料

営業時間 : 温水プール 10:00～21:00（夏季は 9:00～）

老人休養施設 9:00～16:00

休館日 : 毎月第 4 水曜日

交 通 : 京浜急行・南武支線「八丁畷駅」徒歩 7 分／南武線「尻手駅」徒歩 12 分
／南武線・東海道線・京浜東北線「川崎駅」徒歩 17 分

利用者数

単位 : 人

①温水プール

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大人	94,920	101,172	106,631	103,989
小人	18,364	20,901	20,488	19,996
計	113,284	122,073	127,119	123,985

②老人休養施設

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計	37,631	33,712	37,132	37,659

決算額

ヨネッティー王禅寺決算額推移(単位:円)

		H26年度決算	H27年度決算	H28年度決算	H29年度決算
収入	①事業活動収入	201,841,769	212,438,204	205,894,879	290,913,579
	指定管理料収入	97,594,273	91,696,008	87,860,000	108,425,251
	利用料金収入	63,368,219	70,766,211	70,667,725	104,348,709
	その他収入	40,879,277	49,975,985	47,367,154	78,139,619
	教室事業収入	16,343,560	22,416,261	20,048,230	43,513,652
	物販事業収入 (物販、自販機、レストラン)	24,463,533	27,559,724	27,256,849	34,291,330
	その他雑収入	72,184	0	62,075	334,637
	②自主事業収入	2,757,580	3,496,880	7,516,714	10,068,684
	合計①+②	204,599,349	215,935,084	213,411,593	300,982,263
支出	③事業活動支出	193,849,212	216,632,455	208,075,535	290,279,905
	④自主事業費支出	1,514,379	1,215,208	4,140,318	5,528,440
	合計③+④	195,363,591	217,847,663	212,215,853	295,808,345
収支差額		9,235,758	-1,912,579	1,195,740	5,173,918

※ヨネッティー王禅寺は、大規模改修のため、H26～28年度は半年間休館

ヨネッティー堤根決算額推移(単位:円)

		H26年度決算	H27年度決算	H28年度決算	H29年度決算
収入	①事業活動収入	93,211,133	97,892,551	102,802,276	102,808,524
	指定管理料収入	60,190,686	57,091,992	58,422,000	56,311,324
	利用料金収入	20,547,078	22,117,540	23,445,156	25,405,365
	その他収入	12,473,369	18,683,019	20,935,120	21,091,835
	教室事業収入	7,658,600	13,314,070	14,988,790	15,580,315
	物販事業収入 (物販、自販機、レストラン)	4,814,769	5,344,460	5,908,373	5,492,021
	その他雑収入	0	24,489	37,957	19,499
	②自主事業収入	233,475	279,205	628,804	222,809
	合計①+②	93,444,608	98,171,756	103,431,080	103,031,333
支出	③事業活動支出	79,936,044	86,522,699	92,792,479	81,952,862
	④自主事業費支出	163,129	136,171	365,079	164,184
	合計③+④	80,099,173	86,658,870	93,157,558	82,117,046
収支差額		13,345,435	11,512,886	10,273,522	20,914,287

水道使用量（単位：立法メートル）・使用料金（単位：円）

													(税込)
平成26年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用量 m ³	25	951	1,120	1,049	1,187	1,290	1,133	1,186	937	1,101	1,121	1,016	12,116
水道代	5,610	720,672	862,115	802,381	918,483	1,005,139	873,052	917,641	709,106	846,129	862,956	774,617	9,297,901
平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用量 m ³	1,095	1,062	1,258	1,201	1,456	1,570	1,510	942	1,073	1,106	1,237	1,145	14,655
水道代	841,082	813,318	978,217	930,261	1,144,798	1,240,709	1,190,229	713,237	822,572	850,336	960,549	883,148	11,368,456
平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用量 m ³	1,195	1,258	1,265	1,296	1,561	1,264	1,356	1,222	1,141	1,138	1,115	1,427	15,238
水道代	925,217	978,271	984,160	1,010,241	1,233,190	983,318	1,060,720	947,983	879,836	877,313	857,962	1,120,453	11,858,664
平成29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用量 m ³	1,464	1,226	1,265	1,296	1,561	1,264	1,356	1,106	1,111	1,003	783	1,365	14,800
水道代	1,151,582	951,348	951,348	1,010,241	1,233,190	983,318	1,060,720	850,390	854,596	763,734	581,925	1,068,292	11,460,684

ガス使用量（プロパン）・使用料金（単位：円）

													(税込)
平成26年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
使用量 m ³	11.1	16.5	15.6	13.9	15.3	15.3	15.1	16.0	17.2	13.3	15.6	16.2	
ガス代	7,494	10,089	8,847	8,119	8,719	8,719	8,633	9,018	9,254	7,646	8,594	8,177	
平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
使用量 m ³	13.5	17.6	13.2	13.5	15.0	15.1	3.9	12.6	13.6	14.8	11.4	10.5	
ガス代	7,715	9,238	7,603	7,715	8,272	7,771	4,008	6,930	7,522	7,797	6,725	6,315	
平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
使用量 m ³	19.0	11.3	14.1	13.5	15.8	17.6	13.9	28.0	14.3	15.6	13.3	20.1	
ガス代	9,724	7,095	8,050	7,482	8,204	8,637	7,502	11,740	7,717	8,125	7,404	9,533	
平成29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
使用量 m ³	21.3	21.1	19.8	18.1	20.8	16.2	23.8	15.9	20.9	18.0	22.5	19.9	
ガス代	10,656	10,587	10,038	9,454	10,373	8,803	11,037	8,476	9,630	10,993	9,925	11,209	

事業者説明会参加申込書

企業・団体名			
所在地			
担当者	氏名		所属
	E-mail		
	TEL		
説明会参加人数		●名	
参加者名簿への掲載の可否		☐ 可	☐ 否
現地見学会への参加		☐ 参加する	☐ 参加しない

※説明会への参加人数は、2名までとします。

【アンケート】

本サウンディング調査の情報について、どの媒体を通じて知りましたか。次の中から選んで御回答ください (複数回答可)。		
☐	(1) 市のホームページ	
☐	(2) 他の団体のホームページ	団体名：
☐	(3) 新聞記事	新聞社名：
☐	(4) 業界誌	誌名：
☐	(5) メールニュース	配信元：
☐	(6) その他	媒体名：

<事業名や取組名>
サウンディング調査参加申込書

1 申込者情報

企業・団体名			
所在地			
グループの場合 構成事業者名			
担当者	氏名		所属
	E-mail		
	TEL		

2 個別対話希望日

個別対話を行う希望日を記入し、時間帯をチェックしてください。 (第1希望～第3希望まで記入してください)				
第1希望：●月●日(●)	☐ 10～12時	☐ 13～15時	☐ 15～17時	☐ いつでも
第2希望：●月●日(●)	☐ 10～12時	☐ 13～15時	☐ 15～17時	☐ いつでも
第3希望：●月●日(●)	☐ 10～12時	☐ 13～15時	☐ 15～17時	☐ いつでも

3 個別対話参加者

個別対話参加予定者氏名	所属法人名・部署・役職

※ 個別対話の実施期間は、2019年6月10日(月)～2019年6月28日(金)の午前10時から午後5時の間で実施します。

※ 参加申込書受領後、調整の上、実施日時及び場所をメールにて御連絡します。

(場合により希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください)

＜事業名や取組名＞ 提案書

1 申込者情報

企業・団体名				
所在地				
グループの場合 構成事業者名				
担当者	氏名		所属	
	E-mail			
	TEL			

2 提案内容

(1) 事業用地の評価

(2) 事業内容

(3) 大規模改修と建替えの比較

(4) 事業方式

(5) 管理・運営方法

(6) 事業費

(7) 建築にあたっての諸条件

(8) その他土地及び施設の有効活用に関する提案など

※様式は任意のものでも構いません。